

見解書・再見解書

令和7年 11月 17日

吹田市長宛

事業者 住 所 東京都中央区新川1丁目24番4号
 氏 名 マスターズスタイル株式会社
 代表取締役 佐藤 慶
 電話番号 03 (3297) 7012

代理人 住 所 大阪府大阪市中央区北浜1-6-10
 北浜野村ビル8F
 氏 名 株式会社現代総合設計 岡村充弘
 電話番号 06 (6201) 2000

(法人にあっては、その主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第2項
第4項の規定により、次のとお
 り 見 解 書
再見解書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	(仮称)吹田市古江台PJ 新築工事				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 古江台5丁目87番7				
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()				
意見 に 対 する 見 解	○再意見書No.1に対する再見解書 → 別紙1				
※受付年月日	R7年 9月 5日	※受付番号	第 号	※受付印	
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書・再意見書

2025年 10月10日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	吹田市古江台PJ新築工事				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市				
予 定 建 築 物	☐ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()				
意 見 の 内 容	別紙添付				
※受付年月日	R7年 9月5日	※受付番号	第 号	※受付印	
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

- 1) 日影規制は遵守している、ということのみの主張で、東側(大阪府警側)への配慮は見られても、西側マンション(ステイツなど)への配慮には全く触れられていないように思います。
西側への配慮(特にステイツ)策を具体的に考慮して示していただきたいです。
- 2) 外壁などへの色彩などでの配慮を考慮することですが、一方現時点で壁の色・ガラスの材質等は未定ということであれば、最終的にどう考慮されるのかが不明なのではないでしょうか。
いつの時点でどう配慮した結果を開示していただけるのか、この見解書で具体的に日程を掲示していただきたいです。

(別紙 1)

再見解書

(仮称)吹田市古江台 PJ 新築工事におきまして頂戴致しました「再意見書No.1」に対して、下記の通り事業者見解を提出致します。
ご理解賜りますようお願い致します。

記

1. 現計画では、建物を東側に寄せて西側に駐車場スペース等を配置する計画としておりますので、西側の外部空間がより広がっております。

東側は機能、計画上必要なスペースとして配棟しており現状から変更することは困難でございます。また、「ステイツ北千里セントステージ」に関しては計画地の南西に位置している関係で、日影の影響は少ないものと考えております。ご近隣の方々への影響を出来るだけ考慮した計画とさせていただいておりますので、ご理解賜りたく存じます。

日影等については、次回の中高層建築物の説明会等にてご説明させていただきます。
何卒宜しくお願い致します。

2. 壁の色やガラスの材質などについては、周辺への反射に関するご懸念を踏まえた具体的な内容をマンション販売開始時期である 2026 年春頃（予定）までに決定する方針でございます。お問い合わせ頂けましたらご回答させていただきたく存じます。

ご理解のほど宜しくお願い致します。

貴重なご意見誠にありがとうございました。

以上